

道路占用許可申請書
協 議

目黒区長宛て

新規	更新	変更	第 年 月 日	号
			令和 年 月 日	

〒
住 所
氏 名
担当者
TEL

道路法第 32 条 の規定により 許可を申請 します。
第 35 条 協 議

占用の目的				
占用の場所	路線名			車道・歩道・その他
	場所			
占用物件	名 称	規 模	数 量	
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件の構造	
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事実施の方法	
道路の復旧方法			添付書類	案内図 平面図 構造図 仕様書 縦横断面図 その他()
備 考				

記載要領

- 「許可申請 協 議」、「第32条 及び「許可を申請 協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きにすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路占用許可申請内容 協議内容写	新規	更新	変更	第	年	月	号
				令和	年	月	日
〒 住所 氏名 担当者 TEL							

占用の目的							
占用の場所	路線名					車道・歩道・その他	
	場所						
占用物件	名称		規模		数量		
占用の期間	令和	年	月	日から	間	占用物件の構造	
	令和	年	月	日まで			
工事の期間	令和	年	月	日から	間	工事実施の方法	
	令和	年	月	日まで			
道路の復旧方法				添付書類	案内図 平面図 構造図 仕様書 縦横断面図 その他()		

上記の申請については、別添の条件を附して許可する。						目都管占第		号		
決定権者	審査	審議		必要的協議		収受	令和	年	月	日
土木管理課長	文書取扱主任	占用係長	起案者	土木監察係長		起案	令和	年	月	日
						決定	令和	年	月	日
						施行予定	令和	年	月	日
						施行	令和	年	月	日

根拠法規	法第	条第	項第	号、施行令第	条第	号、占用許可基準()	該当
------	----	----	----	--------	----	-------------	----

占用料計算表	数量	m ² m ³ 本	単価	年額・日額 円	期間	令和	年	月	日から	当該年度	減免率	()
						令和	年	月	日まで	か月	_____	()
	免除金額	当該年度 円			減免根拠	条例第	条第	号	徴収金額	当該年度 円		
					減免基準							

交通上支障の有無その他に関する所轄警察署長の意見 令和 年 月 日 警察署長	受付欄	保存年限	年
		開示の可否	可・否(全部・一部・一時・存否応答拒否)
		開示しない理由	1 個人 2 法人 3 区政 4 法令
		公印	割印

				新規	更新	変更	第 年 月 日		号	
				令和		年	月	日	日	
〒 住 所 氏 名 担当者 T E L										
占用の目的										
占用の場所	路線名							車道・歩道・その他		
	場所									
占用物件	名 称		規 模			数 量				
占用の期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	間	占用物件の構造						
工事の期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	間	工事実施の方法						
道路の復旧方法				添付書類		案内図 平面図 構造図 仕様書 縦横断面図 その他()				

目都管占第 号									
道路占用許可書 住 所 氏 名									
令和 年 月 日付けで申請のあった道路占用()については、 道路法第32条の規定に基づき、下記のとおり許可する。 平成 年 月 日									
目黒区長 印									
記									
1 占用目的・数量	上記記載のとおり。								
2 占用期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで							
3 工事期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで							
4 占用料金	円(令和 年度分)								
・別途発行する納入通知書により納入のこと。 ・次年度分以降の占用料金は、毎年度決定し通知する。									
5 条 件	別添記載のとおり。								
○ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、目黒区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。									
○ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、目黒区を被告として(訴訟において目黒区を代表とする者は目黒区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。									